

「学校いじめ防止基本方針」

平成29年9月11日（一部改訂）

北海道札幌藻岩高等学校

北海道札幌藻岩高等学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

『いじめ防止対策推進法』第2条いじめの定義より抜粋

(1) 動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。（東京都立研究所の要約引用）

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思い通りに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強いものに追従する、数の多い側に入りたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（イライラを晴らしたい）

(2) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる・小突く（軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。）、命令・脅し（嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする）、性的辱め、部活動中のいじめ、インターネット上のいじめ（メールやLINE等による誹謗中傷、噂流し）、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走りなど

2 いじめ防止等のための対策に関する基本方針

いじめ防止等のための対策に関する基本方針を定め、生徒が互いの違いを認め支え合いながら、健やかに意欲を持って成長できる環境をつくとともに、生徒の尊厳および人権を保持することを目的とした対策を総合的かつ効果的に推進する。

- (1) いじめがどの生徒にも起こりうる問題であることから、生徒が安心して学習活動に取り組むことができるよう未然防止に努め、学校の内外を問わずいじめが行われないようにする。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、またいじめを放置したりすることがないようにするため、いじめの問題に関する生徒の理解を深め、未然防止を図ることは学校の重要課題である。
- (3) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。
- (4) いじめは決して許されないことであり、いじめる側に非があり、いじめを受けている生徒に非はないという認識に立ちつつ、発見後は迅速に対応する。
- (5) 教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。(学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込まない、学校組織づくりを行う。)
- (6) 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

3 いじめの予防、早期発見・解決のための具体的な取組

(1) 未然防止

ア 学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮したわかりやすい授業づくり

イ 特別活動、道徳教育の充実

- ・豊かな心をはぐくむ教育の推進
- ・自己肯定感、自己有用感をはぐくむ教育の推進
- ・互いの個性、互いの差異を認め合い、承認し合う集団作りの推進
- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動

ウ 教育相談体制の充実

- ・担任やスクールカウンセラー等の面接の実施
- ・必要に応じてスクールソーシャルワーカー等の活用及び連携
- ・教育センターにおける教職員研修の校内へ研修への還元

エ 人権教育の充実

- ・子どもの権利の理念を活かした学校教育の推進
- ・講演会等の開催

オ 情報教育の充実

- ・教科「情報」におけるモラル教育の充実
- ・ネットトラブルに係る講演

カ 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・各種通信・便りによる情報共有や啓発、授業公開の実施
- ・いじめに関する電話相談窓口等の周知

(2) 早期発見

ア 職員会議や校内研修による教職員の意識向上と緊密な情報交換

- ・報告経路の明示・報告の徹底 ・職員会議、生徒支援委員会等での情報共有
- ・配慮を要する生徒の実態把握 ・進級時の引継ぎ

イ 普段からの家庭との連携・協力関係の構築

- ・学校で様子やいじめの兆候が発見されたら、保護者へ適切に連絡をする。
- ・家庭で様子やいじめの兆候が見られたら、担任へ相談ができる関係を作る

ウ いじめアンケート調査の実施

- ・年2回の定期調査 ・該当生徒に対しての個人面談の実施

エ 教育相談体制の構築

- ・スクールカウンセラーを活用とした教育相談体制の構築及び活用

オ 定期の生徒支援委員会を通じての生徒観察

- ・月1回の定期会議を開催しいじめの早期発見防止に努める

※生徒支援委員会構成員：校長（委員長）、副校長、教頭、生徒指導部長、保健環境部長（兼 特別支援コーディネーター）、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー

カ ネットパトロールの実施

- ・心理的または物理的に攻撃する行為の防止 ・心身の苦痛や財産上の損失防止

4 いじめへの対処

(1) 関係生徒に対する迅速な事実確認と状況の正確な把握

(2) 関係生徒への支援・指導

ア いじめを受けた生徒の保護および必要・適切な支援措置を図って解決を図る。

- ・共感的な理解 ・安心できる環境、場所の確保 ・長期的な相談支援
- ・いじめに起因する欠席等を理由として、不利益な取り扱いを受けない配慮をする。

イ いじめを行った生徒が再びいじめを行うことのないよう未然防止に努め、毅然とした指導をする。

- ・相手の苦しみを理解させる指導
- ・自分の行為を反省し自分自身を見つめさせる指導
- ・思いやりある人間関係づくりの大切さを実感させる指導
- ・人間関係の修復と適切な交際を意識し実行させる指導

ウ インターネットを利用しいじめの場合は、いじめに係る情報の削除、訂正をさせる。

エ 必要に応じて、出席停止による指導、及び関係機関（児童相談所・警察等）との連携を行う。

オ 在学する生徒や保護者に対する必要に応じた適切な説明を行う。

- ・いじめを受けている生徒の苦しみを理解させる指導
- ・いじめをはやし立てたり、黙認したりする意識について見つめ直す指導
- ・いじめを受けている生徒を助けることは、いじめを行っている生徒を助けることにもなるという意識を持たせる指導

カ いじめという特定の問題だけではなく、様々な観点から被害者、加害者に対してカウンセリングやフォローアップの充実を図る。

キ 関係生徒の個人情報については、その取扱いに十分留意し、適切な支援・指導を行う。

5 家庭との連携

(1) いじめを受けた生徒の家庭に対して

ア 保護者に適時・適切な方法により事実の情報提供をする。

イ 説明の求めがあったときには、適時・適切な方法により調査結果の説明をする。

ウ 保護者の心情や要望を十分に聞き取り、学校の指導方針や解決策について説明し、家庭と連携・協力して解決を図る。

(2) いじめを行った生徒の家庭に対して

ア 事実を迅速に伝える。

イ いじめが重大な問題であること、また学校と家庭双方の指導が必要なことについて理解を図る。

ウ 具体的な対処法や今後の生活改善について、家庭と連携・協力して解決を図る。

(3) 全ての生徒・保護者に対して

ア いじめの問題が学級全体に不安や恐れを感じさせ、深刻な影響を与えている場合や、学級全体の意識をかえる必要がある場合、または、いじめをめぐる情報が事実と異なる内容で広がり、共通理解を図る必要がある場合等は、保護者会等を開催する。

イ 家庭への情報提供等については、関係生徒の個人情報の取扱いに十分留意し、適切に行う。

6 関係機関との連携

(1) 札幌市教育委員会との連携

ア 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法

イ 関係機関との調整

(2) 北海道札幌南警察署生活安全課との連携

ア 犯罪等の違法行為がある場合

イ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合

- (3) 福祉関係機関（SSW等）との連携
 - ア 家庭での養育に関する指導・助言
 - イ 家庭での生徒の生活、環境の状況把握
- (4) 医療機関・スクールカウンセラーとの連携
 - ア 精神保健に関する相談
 - イ 精神症状についての治療、指導・助言

7 重大事態への対応

- (1) 重大事態とは
 - ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・高額の商品を奪い取られた場合
 - イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている
 - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する
- (2) 重大事態時の報告・調査協力
 - 学校が重大事態と判断した場合、市教委に報告するとともに、市教委が設置する重大事態調査のための組織に協力し、さらに、支援チーム員の支援を得て解決にあたる。

8 学校評価における留意事項

- (1) 学校評価アンケート（全生徒・全保護者）への位置づけ
- (2) 学校評議員への諮問
- (3) 学校評価書への位置づけ
- (4) 中間・年度末反省への位置づけ

9 組織体制：いじめ防止対策委員会

校内に「いじめ防止対策委員会」（構成：校長（委員長）、副校長（副委員長）、教頭、生徒指導部長、保健環境部長（兼 特別支援コーディネーター）、学年主任、養護教諭、HR担任、生徒指導部教員、保健環境部教員（教育相談担当）、当該生徒部活動顧問、また、必要に応じてスクールカウンセラーや学校医等の指導・助言を仰ぐ。）を置き、未然防止、早期発見・解決等にあたる。

※事案により柔軟に対応し学校長が任命する。

平成27年8月31日 方針策定

平成29年9月11日 一部改訂

※【参考】「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）より一部抜粋

【いじめの定義】

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

【学校及び学校の教職員の責務】

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

【保護者の責務等】

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであつて、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等いじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

日常の指導体制（未然防止・早期発見）

管理職

- ・学校いじめ防止基本方針
- ・いじめを許さない姿勢
- ・教職員間の情報の共有化
- ・保護者・地域等との連携

いじめ防止対策委員会

- ・学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開等の実施
- ・学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- ・年間指導計画の作成
- ・校内研修会の企画・立案
- ・調査結果、報告等の情報の整理・分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認・判断
- ・要配慮生徒への支援方針

未然防止

- ◇学業指導の充実
 - ・学びに向かう集団づくり
 - ・意欲的に取り組む授業づくり
- ◇道徳教育の充実
 - ・社会規範意識の醸成
- ◇特別活動の充実
 - ・ホームルーム活動の充実
 - ・ボランティア活動の充実
- ◇教育相談の充実
 - ・担任等の面談及びS Cとの連携体制の強化
- ◇人権教育の充実
 - ・人権意識の高揚
 - ・講演会等の開催
- ◇情報教育の充実
- ◇保護者・地域との連携

早期発見

- ◇情報の収集
 - ・教員の観察による気づき
 - ・養護教諭からの情報
 - ・相談（生徒・保護者・地域等）
 - ・訴え（生徒・保護者・地域等）
 - ・アンケート実施（年2回）
 - ・面談の実施（生徒・保護者等）
- ◇相談体制の確立
 - ・S C・生徒支援委員会
- ◇情報の共有
 - ・報告経路の明・報告の徹底
 - ・職員会議等での情報共有
 - ・要配慮生徒の実態把握
 - ・進級時の引き継ぎ

○いじめ防止対策委員会での対応

